

- 山陽小野田市平沼田集落では関係機関と連携して調査を行った結果、**高齢化と後継者不足の進展、共同利用機械の更新が課題**と分析
- **課題解決には集落ぐるみの法人化が必要**と関係機関の意見が一致したことから、平成23年度当初から法人設立に向けた話し合いを開始
- 平成24年4月、法人設立と「人・農地プラン」策定を同時に達成し、支援策も活用しながら**担い手の世代交代を見込めるよう環境を整備**

具体的な成果

1 法人の設立

- 平成24年4月に平沼田集落全戸参加型農事組合法人「和(なごみ)の郷」が設立
- **法人が集落内85%の農地を集積**し、効率的な生産活動を開始
- 新規作物の導入や**後継者を役員補佐に登用**するなど、持続的発展に向けた環境を整備
 - ・ 構成戸数：16戸（集落総農家数18戸）
 - ・ 経営面積：15.7ha
 - ・ 栽培品目
 - 〔 水稻、小麦、飼料作物、野菜 〕
- ※生産担当理事に若手補佐員5名を配置



普及指導員の活動

- 地区の農業管理センター構成員として役割分担しながら、**地区内農家の営農改善に対する意向を把握**
- 集落集会で**集落営農の仕組みやメリット等を繰り返し説明**し、必要性の理解と法人設立への合意形成を促進
- 「法人設立発起人会」設置後は、法人化の目的、経営内容、運営体制などについてメンバーと集中的に協議
- **先進事例、新規作物（小麦、野菜等）の導入提案、作業労力を考慮した経営シミュレーションなど必要とされる情報を提供**

2 「人・農地プラン」の策定

- 法人の設立と同時並行で「人・農地プラン」の“地域の中心となる経営体”に法人を位置付ける行うことにより、円滑に策定
- **プラン作成の課程で出された意見を法人の運営方法にフィードバック**
- 戸別所得補償経営安定推進事業に係る「農地集積協力金」を法人化へのインセンティブに活用



中国四国地方での
「人・農地プラン」
認定第1号

普及指導員だからできたこと

- ・ 地区リーダーと密接に打合せて的確に状況を把握する一方、地区内の協議はリーダー自身が前面に立つよう配慮
⇒ 地域の将来に関わる決め事であり、**地元の人が主体的に協議して決定すべきとのスタンスを徹底**
- ・ 情報提供に当たっては、この取組を通じて地域のしくみづくりの話し合いが自発的に進むよう配慮
⇒ 法人の経営作物に、主に女性・高齢者が携わる野菜を加えるよう提案するなど、**構成員全てが関与できる体制づくりへと誘導**

1. 取組の背景

山口県山陽小野田市平沼田集落は、中山間地域等直接支払制度の集落協定への取組を始め、周辺林地の一斉草刈やお祭など集落行事も積極的に行うなど、まよりの良い地区であり、平成元年に圃場整備を契機として営農組合を組織し、機械(トラクター、田植機、コンバイン)の共同利用を行ってきた。

平成23年度、市やJA、農林事務所など関係機関で構成する「山陽地区農業管理センター」において、営農体制の改善を目指す動きがみられた同地区を重点的に支援する方針を決定し、法人経営への移行を誘導することとなった。これに併せ、「戸別所得補償経営安定推進事業」の活用も視野に、「人・農地プラン」の策定を支援することとなった。

2. 活動内容（詳細）

[平成23年度]

営農体制の改善に当たり、山陽地区農業管理センターのメンバーが相互に連携しながら地区内農家の意向把握を実施した。農林事務所としては、地区のリーダーと密接に打合せて的確に状況を把握する一方、地区内での活動ではリーダー自身が前面に立つよう配慮した。

意向把握の結果、同地区では、高齢化と後継者不足の進展、共同利用機械の更新が課題であることが明らかになったため、農林事務所から、課題解決の手段として集落営農の法人化を提案した。その後の誘導経過は以下の通り。

- ① 集落集会において集落営農のしくみやメリット等を繰り返し説明し、集落営農の必要性の理解と法人設立の合意形成を促進
- ② 法人設立の方針に一定の理解を得て「法人設立発起人会」が設置されてからは、法人化の目的、経営内容、運営体制等について発起人会のメンバーと集中的に協議
- ③ 協議の中で、先進事例の紹介、新規作物（小麦、野菜等）の導入提案、作業労力を考慮した経営シミュレーションなど情報を提供
- ④ 上記の情報提供に当たっては、単にデータ等を提供するだけでなく、これらの取組を通じて地域のしくみづくりの話し合いが自発的に進むよう配慮

3. 具体的な成果（詳細）

(1) 法人の設立

平成24年4月に平沼田集落の全戸参加型の農事組合法人「和(なごみ)の郷」が設立された。

本法人は集落内85%の農地を集積し、効率的な生産活動が開始されている。

また、新規作物の導入や後継者を役員補佐に登用するなどの努力と工夫により、農業担い手の世代交代が見込まれる環境が整いつつある。

■ 農事組合法人「和の郷」の概要 ■

- ・ 構成戸数：16戸（集落の総農家数は18戸）
- ・ 経営面積：15.7ha
- ・ 栽培品目：水稻、小麦、飼料作物、かぼちゃ、ブロッコリー
- ・ 役員数：8名
※ 生産担当理事に若い世代の補佐員5名（平均年齢46歳）を配置



(2) 「人・農地プラン」の策定

平沼田地区における「人・農地プラン」の策定は、“地域の中心となる経営体”に位置付けられる法人の設立と同時並行で行われたため、極めて円滑に進行した。

中国四国地方における 「人・農地プラン」認定第1号

プランの作成に当たっては、全戸が参加して、地区の農業を将来誰に引き継ぐか話し合い、そこで出された意見が法人の運営方法に活かされることとなった。

なお、「人・農地プラン」の策定によって、同地区は戸別所得補償経営安定推進事業に係る「農地集積協力金(経営転換協力金)」を受けることとなり、法人設立のインセンティブとして機能した。



4. 農家等からの評価・コメント（(農)和の郷代表理事 村上俊治氏）

うちのような山あいの集落は、このままじゃ10年どころか5年先の農地も守れない。だから、集落営農法人をつくってみんなで農地を守ろうと考えました。プラン作りは、法人化の機が熟すなか、未来の設計図と考え策定に取り組みました。

今回法人化するにあたって、組織化はするけれど、近い将来世代交代が必ずできる体制を作っておくことを念頭に置きました。だから、理事全員に、次に地域を牽引していく若い世代を補佐につけることにしました。

5. 普及指導員のコメント（美祢農林事務所農業部 主査 安良田 勉）

集落の農地が荒れることは生活環境の悪化に繋がりますので、「集落機能と農地をどう守り活用するか、将来どのような集落にしたいのか」をテーマに、集落の皆さん自身に夢を描いてもらいました。集落営農の法人化は、その夢を実現する一手段として提案したものです。

地域の様々な意見を取りまとめ、目指す方向へと引っ張っていくのは地域リーダーの役割ですので、普及指導員としては、みなさんの話し合いの状況を的確に把握すること、そしてタイムリーな情報提供を行うことに注力しました。

今後は、新たに設立された法人を中心に、農業振興を核とする地域の活性化に取り組みたいと考えています。

6. 現状・今後の展開等

美祢農林事務所では、今後も集落営農の法人化を積極的に推進する方針であり、平沼田地区の取組をモデル事例として活用しながら、「人・農地プラン」の策定と法人設立との一体的な支援に努めたいと考えている。